

## 「西沖の山発電所（仮称）新設計画 計画段階環境配慮書」（以下、「配慮書」）の縦覧について

当社は、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、平成27年3月30日（月）に配慮書を経済産業大臣に送付するとともに、宇部市長、山陽小野田市長、山口県知事へ送付いたしました。

また、平成27年3月31日（火）より、配慮書の縦覧を以下の通り行います。

### 1. 配慮書の縦覧

#### (1) 縦覧場所

- ・ 山口県宇部健康福祉センター（宇部環境保健所）
- ・ 宇部市役所 2階 環境政策課
- ・ 山陽小野田市役所 2階 環境課
- ・ 宇部興産ビル（事務所所在地）1階

#### (2) 縦覧期間

平成27年3月31日（火）～4月30日（木）

山口県宇部健康福祉センター、市役所については、土曜日、日曜日、国民の祝日の閉庁日を除きます。事務所所在地については、土曜日、日曜日、国民の祝日もご覧になれます。

#### (3) 縦覧時間

午前9時～午後5時

### 2. 意見の提出

本配慮書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、事業者宛に書面にて意見書をお寄せください。

#### (1) 意見書の記載事項

- ・ 氏名および住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
- ・ 意見書の提出の対象である配慮書の名称
- ・ 本配慮書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください）

(2) 意見書の提出期限

平成27年4月30日(木)(当日消印有効)

(3) 意見書の提出先

〒755-0043

山口県宇部市相生町8番1号

山口宇部パワー株式会社

TEL: 0836-36-8933

配慮書及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を環境影響評価法第1条の2第2項の規定に基づき公表します。

配慮書及び要約書は平成27年4月30日(木)まで閲覧が可能です。

なお、印刷及びダウンロードは出来ません。